

# 秋田県訪問教育実施要項

## 1 目的

訪問教育は特別支援学校における教育の一形態であり、身体上の理由のため通学による教育を受けることが困難な児童生徒に対し、教諭又は講師（以下「教員等」という）が家庭や児童福祉施設等を訪問して指導することにより、教育の機会均等を図ることを目的とする。

## 2 対象児童生徒

秋田県に在住（施設入所児を含む）する児童生徒で、学校教育法施行令第22条の3に該当し、就学可能であるが障害の程度・身体上の理由で通常の通学が困難なものとする。

## 3 対象児童生徒の決定

### (1) 新入学児童生徒

特別支援学校の校長は、市町村教育支援委員会及び県就学審議会等の教育支援の判断を尊重し、児童生徒の教育形態を定めるものとする。

高等部については、高等部における訪問教育を志願するものについて選考を行い、決定する。

### (2) 在籍児童生徒

特別支援学校の校長は、在籍する児童生徒が訪問教育から通学等による教育形態に、通学による教育形態から訪問教育に変更する必要があると認めた場合、県教育委員会の承認を得て定めるものとする。

## 4 学級編制及び教員等の配置

(1) 訪問学級は、訪問教育対象児童生徒で編成するものとする。

(2) 訪問学級をおく特別支援学校に訪問教育担当教員及び非常勤講師を配置する。

## 5 指導日数

(1) 小学部及び中学部は、週3日、1日2時間程度、年間35週を標準とするが、児童生徒の状況に応じて柔軟に対応する。

(2) 高等部の在宅生にあつては、週3日、1日2時間程度、施設等在所生にあつては、週3日、1日3時間程度、年間35週を標準とするが、生徒の状況に応じて柔軟に対応する。

(3) スクーリング等の集団指導は必要に応じて実施する。この場合、スクーリング等を実施した日数を指導日数に加えるものとする。

## 6 表簿等の整備

訪問教育を実施するにあたり、指導要録等の表簿のほか、次の書類を整備しておくものとする。

(1) 訪問教育実施計画

(2) 訪問教育指導記録

(3) その他必要な書類

## 7 その他必要な事項

この要項に定めるもののほか、必要な事項は県教育委員会と校長が協議して定める。

## 8 附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

この要項は、平成31年4月1日から施行する。